

告 示

埼玉県告示第四百五十号

平成三十年埼玉県告示第七十六号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司